

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を早期に整備すること。

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

一 感染症の類型等

1 感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」を追加すること。（第六条第一項関係）

2 二類感染症に鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。3において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）を追加すること。（第六条第三項第五号関係）

3 四類感染症である鳥インフルエンザから鳥インフルエンザ（H5N1）を除くとともに、五類感染症であるインフルエンザから鳥インフルエンザのほか、新型インフルエンザ等感染症を除くこと。（

第六条第五項第七号及び第六項第一号関係）

4 「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染症をいうこと。（第六条第七項関係）

(一) 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

(二) 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

5 指定感染症の対象となる疾病から新型インフルエンザ等感染症を除外すること。（第六条第八項関

係)

6 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の入院対象に新型インフルエンザ等感染症の患者を追加すること。(第六条第十三項から第十五項まで関係)

7 四種病原体等に新型インフルエンザ等感染症の病原体を追加すること。(第六条第二十三項関係)

8 指定感染症に準用することができる規定に新型インフルエンザ等感染症に関する規定を追加すること。(第七条関係)

9 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなしてこの法律の規定を適用すること。(第八条第二項関係)

二 感染症に関する情報の収集及び公表

医師の届出、獣医師の届出並びに感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。(第十二条、第十三条及び第十五条関係)

三 検疫所長との連携

1 都道府県知事は、検疫所長から新型コロナウイルスエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者について通知を受けたときは、当該者に対し、検疫所長が定めた期間内において、健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができるものとする。 (第十五条の三第一項関係)

2 都道府県知事は、1の報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができるものとする。 (第十五条の三第二項関係)

3 都道府県知事は、2の質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。 (第十五条の三第三項関係)

四 健康診断、就業制限及び入院

健康診断、就業制限及び入院の対象に新型コロナウイルスエンザ等感染症を追加すること。 (第十七条、第十八条及び第二十六条関係)

五 消毒その他の措置

感染症の病原体に汚染された場所の消毒、物件に係る措置、死体の移動制限等並びにそれらを実施するために必要な質問及び調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。（第二十七条、第二十九条、第三十条及び第三十五条関係）

六 医療

新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、特定感染症指定医療機関は厚生労働大臣が行う指導に、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は都道府県知事が行う指導に従わなければならないこととする。（第三十八条関係）

七 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等感染症について二から六までのほかに必要となる規定を設けること。（第七章

関係）

1 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

(一) 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、ウイルスの血清亜型及び検査方法、症状、診断及び治療並び

に感染の防止の方法、実施する措置その他の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならないこととする。その公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととする。 (第四十四条の二第一項及び第二項関係)

(二) 厚生労働大臣は、(一)による情報を公表した感染症について、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならぬこととする。 (第四十四条の二第三項関係)

2 感染を防止するための協力

(一) 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めることができるものとする。

(第四十四条の三第一項関係)

(二) 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、(一)の報告を求めた者に対し、(一)で定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外

出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとする。 (第四十四

条の三第二項関係)

(三) (一)の報告又は(二)の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととすること。 (第四十四条の三第三項関係)

(四) 都道府県知事は、(二)の協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給 (以下「食事の提供等」という。) に努めなければならないこととする。必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けたる者又はその保護者から、実費を徴収することができるものとする。 (第四十四条の三第四項及び第五項関係)

3 建物に係る措置等の規定の適用

(一) 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなして、建物に係る措置等の規定を適用することができる。 (第四十四

要な規定を整備すること。（第四十四条の四第一項関係）

- (二) (一)により適用することとされた規定を(一)で定めた期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができるものとする。延長した期間の経過後、更に延長しようとするときも、同様とすること。（第四十四条の四第二項関係）

- (三) 厚生労働大臣は、(一)及び(二)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないこととする。ただし、(一)の政令の制定又は改廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでないこととし、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならないこととする。（第四十四条の四第三項及び第四項関係）

4 経過の報告

都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症に関し事務を行った場合は、厚生労働省令で定めるところによりその内容を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。（第四十四条の

五関係)

八 新感染症

1 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

厚生労働大臣は、新感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該新感染症について、病原体であるウイルスの血清亜型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、実施する措置その他の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならないこととする。その公表に当たっては、個人情報保護に留意しなければならないこととする。 (第四十四条の六第一項及び第二項関係)

2 感染を防止するための協力

(一) 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間と想定される期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めることができるものとする。

(第五十条の二第一項関係)

(二) 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、(一)の報告を求めた者に対し、定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとする。 (第五十条の二第二項関係)

(三) (一)の報告又は(二)の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととする。 (第五十条の二第三項関係)

(四) 都道府県知事は、(二)の協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給 (以下「食事の提供等」という。) に努めなければならないこととする。必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けたる者又はその保護者から、実費を徴収することができるものとする。 (第五十条の二第四項関係)

3 厚生労働大臣の指示及び経過の報告

厚生労働大臣が新感染症に関し指示できる事務及び都道府県知事による経過の報告の対象に、2の

(一)又は(二)の事務を追加すること。 (第五十一条の二関係)

九 厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症について都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができるものとする。 (第六十三条の二関係)

十 事務の区分

新型インフルエンザに関して道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている二から四まで、六及び七(七の2の(四)を除く。)の事務を地方自治法の第一号法定受託事務とすること。

(第六十五条の二関係)

十一 罰則

三について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者を罰することとするほか、所要の改正を行うこと。(第七十三条から第七十七条関係)

第三 検疫法の一部改正

一 検疫感染症等

1 新型インフルエンザ等感染症を隔離、停留等を実施する検疫感染症とすること。（第二条第二号、第十四条関係）

2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈している者であつて新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律を適用すること。（第二条の二第二項関係）

二 隔離及び停留

1 新型インフルエンザ等感染症の患者の隔離は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行うこととすること。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、これらの医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が相当と認めるものに入院を委託して行うことができるものとする。こと。（第十五条第一項第二号関係）

2 新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が相当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理

者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができるものとする。 (第十六条第二項関係)

三 仮検疫済証の交付

検疫所長は、仮検疫済証を交付する場合に、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の提示を求め、又は国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程等について報告を求めることができるものとともに、報告された事項を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないこととする。 (第十八条第四項及び

第五項関係)

四 協力の要請

検疫所長は、検疫業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検疫港若しくは検疫飛行場の管理者に対し、検疫に際し必要な質問に関する書類の配付等必要な協力を求めることができるものとする。 (第二十三条の二関係)

五 実費の徴収

検疫所長は、隔離又は停留の実費を個人の旅行者から徴収しないこととすること。（第三十二条関係）

六 新感染症に係る措置

検疫所長は、厚生労働大臣の指示に従い、新感染症を新型インフルエンザ等感染症とみなして、三の事務を実施できるものとする事。 （第三十四条の二第三項関係）

七 罰則

三の旅券の提示をせず、又は三の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとする事。 （第三十六条第八号関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとする事。 （附則第一条関係）

二 この法律の施行後に施行の状況を勘案して必要な検討を行うこととする事とともに、関係法律について所要の改正を行うこととする事。 （附則第二条から第八条まで関係）